

静岡県国民健康保険運営方針の改定について

【国民健康保険運営方針の趣旨】

国民健康保険（以下「国保」という。）制度改革により、平成30年度から県を共同保険者とした広域化がスタートした。

静岡県国民健康保険運営方針（以下「運営方針」という。）は、県が市町とともに行う国保の安定的な財政運営並びに国保事業の広域化及び効率化の推進を図るために、県が策定する国保事業の運営に関する方針である。

県と市町はこの運営方針を基に、新たな国保制度を将来にわたって持続可能で、安心して医療を受けられる制度とするよう取り組む。

【運営方針の構成】

- 第1章 基本的事項
- 第2章 国保の医療に要する費用及び財政の見通し
- 第3章 保険料の標準的な算定方法
- 第4章 保険料の徴収の適正な実施
- 第5章 保険給付の適正な実施
- 第6章 医療に要する費用の適正化の取組
- 第7章 国保事業の広域的及び効率的な運営
- 第8章 保健医療サービスに関する施策等との連携
- 第9章 関係市町相互間の連絡調整等

【主な改定内容】

①数値を最新年度に更新

②第1章 3「対象期間等」の運営方針対象期間の変更

改定前 2018（平成30）年4月1日～2021（令和3）年3月31日

↓

改定後 2021（令和3）年4月1日～2024（令和6）年3月31日

③第2章 3「赤字解消・削減の取組」の目標の追加

（目 標）

評価指標	現状（平成30年度）	目標（令和9年度）
赤字繰入れのない市町数	28/35市町	35/35市町

④第3章 2「保険料水準についての考え方」の目標時期の変更

改定前 保険料水準の統一（標準保険料率の一本化）を目指す。統一の目標時期の設定に当たっては、令和2年度までに十分に県と市町との協議を行う。



改定後 標準保険料率の一本化を目標に、令和9年度までに、市町との合意を経て、到達可能な段階の保険料水準の統一を目指す。

⑤第4章 1「収納率目標」の目標設定の変更

（目標設定）

○保険者規模別収納率目標

保険者規模	収納率目標	
	現状（令和2年度）	令和3～5年度※
3千人未満	設定なし	97.13%
3千人以上 1万人未満	95.66%	95.53%
1万人以上 5万人未満	93.48%	94.17%
5万人以上 10万人未満	91.12%	92.08%
10万人以上	90.50%	92.27%

※収納率目標値は、市町規模別の平成30年度の全国自治体上位5割の収納率とする。

⑥第5章 1「療養費の支給の適正化」の目標の変更

改定前の評価指標 県が作成する、各種療養費支給適正化のための手引き作成数



改定後

（目標）

評価指標	現状（令和元年度）	目標（令和5年度）
「柔道整復師の施術の療養費の手引き」に基づき、柔道整復療養費について多部位、長期または頻度が高い施術患者に対して負傷部位や原因の調査等を実施し、患者に対する適正受診の指導を行っている市町数	32/35市町	35/35市町

⑦第6章 1「医療費通知の実施、後発医薬品（ジェネリック医薬品）の普及促進」の目標（評価指標）の追加

（目標）

評価指標	現状（令和元年9月）	目標（令和5年度）
後発医薬品の使用割合が政府目標を達成している市町数※	9/35市町	35/35市町

※静岡県医療費適正化計画の目標値と整合

⑧第7章 5「市町村事務処理標準システムの活用」項目の新規追加

(現状等)

国は、市町村事務の効率化や標準化、広域化を支援するため、市町村事務処理標準システム（以下「標準システム」という。）を構築し、無償で配布しており、県内では1町が導入している。

(取組)

県は、標準システムに関する説明会の実施等の支援を行う。

県及び市町、国保連は、標準システムの導入及び共同利用（クラウド化）について協議し、市町の既存のシステムの更新時期等を考慮しながら、標準システムの活用を検討する。

(目標)

評価指標	現状（令和元年度）	目標（令和5年度）
標準システムの導入市町数	1/35市町	18/35市町

⑨第8章 4「高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施の推進」項目の新規追加

(現状等)

高齢者の心身の多様な課題に対応し、きめ細かな支援を実施するため、令和2年度から、高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施の制度が施行された。

(取組)

県は、市町における事業を促進するため、「介護予防と保健事業の一体的実施促進事業」として、市町職員研修、市町事業に協力可能な医療専門職の養成、先進事例導入モデル事業及び事業評価のモデル事業を行う。

市町は、後期高齢者医療制度の保健事業について、介護保険の地域支援事業と国保の保健事業を一体的に実施する。

(目標)

評価指標	現状（令和元年度）	目標（令和5年度）
高齢者の保健事業を一体的に実施する市町数	0/35市町	35/35市町